

研究ノート

配偶者居住権の創設等改正相続法の概要

荒井 俊行

(はじめに)

配偶者の優遇を打ち出した改正相続法が 2018 年 7 月 6 日に参議院本会議で可決・成立し、同年 7 月 13 日に公布された。公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定められた原則的な施行期日は 2019 年 7 月 1 日である。施行期日の例外は以下の図表 1 の三事項である。

(図表 1) 改正相続法の施行期日の例外事項

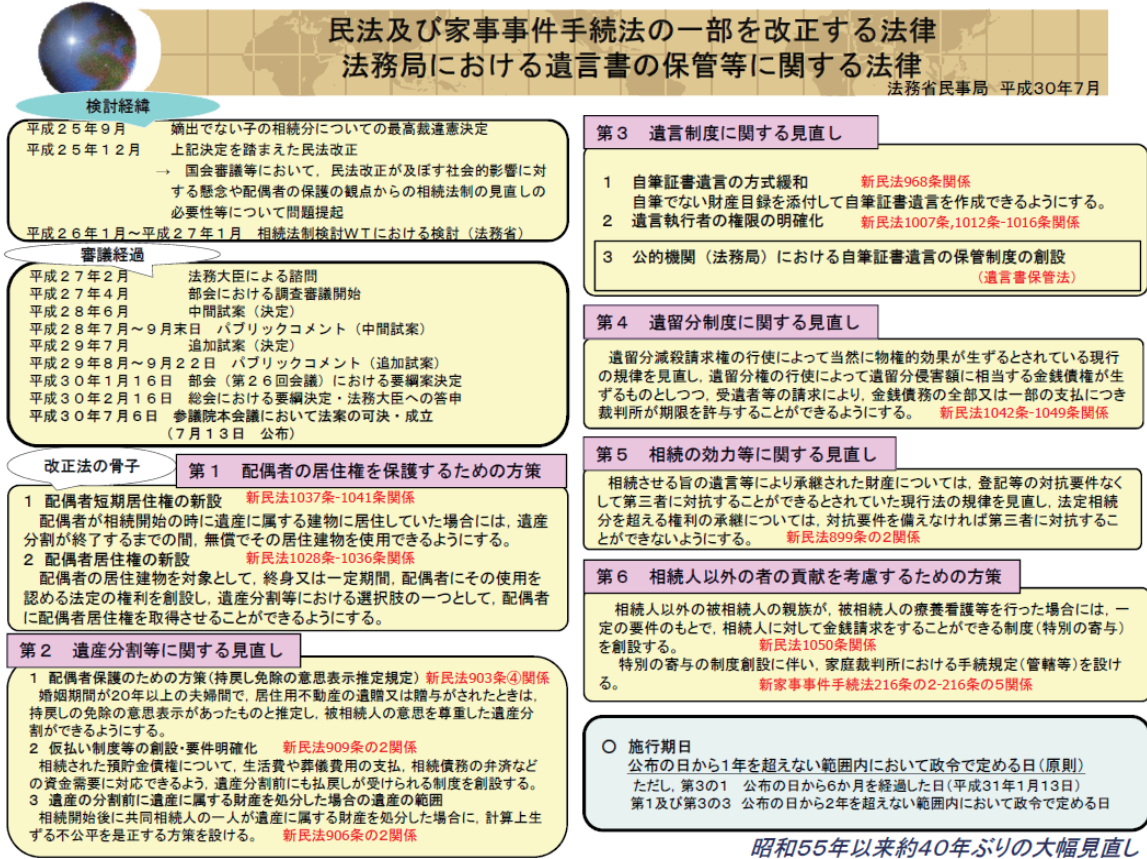
2019. 1. 13	自筆証書遺言の目録の自筆不要の規定
2020. 4. 1	配偶者居住権に関する規定
2020. 7. 10	遺言書保管制度に関する規定
(原則) 2019. 7. 1	上記以外の事項

今回の改正相続法論議は、2015 年 2 月 24 日の第 174 回法制審議会での相続法制の見直しに関する法務大臣からの諮問「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会経済情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」から始まった。相続法の改正は、配偶者の権利の保護・強化、遺産分割、遺言、遺留分、相続における権利及び義務の承継、相続人以外の者の貢献等の幅広い観点から検討され、その結果、改正内容は図表 2 に示された通り多岐にわたることになったが、中でも、①被相続人の所有していた住宅に住んでいた生存配偶者にその住

宅の賃料を払うことなく一定期間または終身までの期間の利用を認める配偶者居住権制度、②婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、居住用の不動産の遺贈または贈与がされたときは、被相続人による持ち戻しの免除の意思表示があったものと推定し、配偶者の相続分の増加を実現する遺産分割制度、③相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができる特別寄与者制度の創設、④円滑な事業承継を考慮した遺留分減殺請求権制度の見直し等が、現行相続法の枠を超えた注目すべき改正と言えよう。

そもそも相続とは、「相」(＝すがた)を「続」(＝つづける)という意味を持ち、被相続人の財産に係る権利・義務をそのまま引き継ぐことを表わす用語と考えられるが、長子単独相続の時代を経て、現在では、考え方や境遇の異なる相続人が財産に係る権利義務を姿を変えつつ分割する機会であるとの認識が強まる中で、今回の改正相続法には、「配偶者のための持ち戻し免除の意思表示の推定規定」が整備されるなど、生存配偶者の権利の保護・強化に留意しつつ、遺産分割の選択肢をできるだけ広げる意図が見て取れる。今回の相続法改正は、配偶者の法定相続割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げた昭和 55 年の改正以来、約 40 年ぶりの大幅見直しであり、その国民生活への影響も今後大きなものになると見込まれる。

(図表2)



(注) 法務省公表資料による。

(配偶者居住権の創設について)

(1) 配偶者居住権の内容及び成立要件

配偶者居住権は、配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用及び収益を認める法定の権利であり(もっとも、この使用収益を可能とするため、必要最小限の敷地利用権が従たる権利として随伴していると見做される(敷地利用権が一団の敷地全体に及ぶわけではない)、遺産分割等における選択肢の一つとして配偶者に取得させることを目的として創設される権利である。配偶者が、被相続人所有建物に相続開始時に居住していた場合に、①遺産の分割により取得するとき、②遺贈の目的とされたとき、③被相続人と配偶者との間に死因贈与契約があるとき¹

¹ 死因贈与契約について、改正相続法に明文の規定はないが、死因贈与には遺贈の規定が準用されるので、死因贈与が配偶者居住権の取得原因になることは当然と解される。

に、居住建物全部について無償で使用及び収益する権利である配偶者居住権を取得することができる(被相続人が配偶者以外の者と居住建物を共有していた場合は、他者の共有持分を侵害するので、除かれる)。また、遺産分割の請求を受けた家庭裁判所は、①共同相続人間で配偶者居住権を取得させることの合意が成立しているとき、②居住建物の所有者が受ける不利益の程度を考慮しても、なお、配偶者の生活を維持するために特に必要があると認められるときには、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の審判をすることが可能である。

(2) 配偶者居住権の存続期間と効力

配偶者居住権の存続期間は原則として配偶者が生存する終身までであるが、遺産分割協議や遺言に別段の定めがある場合、家庭裁判所の分割審判において別段の定めをした場合はその定めによる。

居住建物の所有者は配偶者に対し、賃借権類似の法定債権である配偶者居住権の設定登記を備えさせる義務を負い、配偶者居住権を取得した者は、物権権利者ではないものの、例外的に当該建物について登記請求権を有することになった。これについては、今回の改正相続法に併せて、その整備法により不動産登記法の改正が行われ、不動産登記法3条の権利の保存の登記として、賃貸借のほか配偶者居住権が加えられている。配偶者居住権の登記事項としては、一般的な登記事項の他、①存続期間、②第三者に居住用建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときはその旨が定められる。また、配偶者居住権は、これを建物に係る登記簿（乙区）に登記（建物の固定資産税評価額の0.2%の登録免許税が課される。建物敷地の利用権は、配偶者居住権の従たる権利として登記は要しないものと思料される）したときは、居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対抗できるとされているが、既に抵当権が存在する建物に、配偶者居住権を設定することはできないと考えられる。なお、配偶者が居住用建物の引き渡しを受けていても、借家法が建物の引き渡しに第三者への対抗力を付与しているのとは異なり、それだけでは配偶者居住権の第三者への対抗要件を具備できないことに留意すべきである。

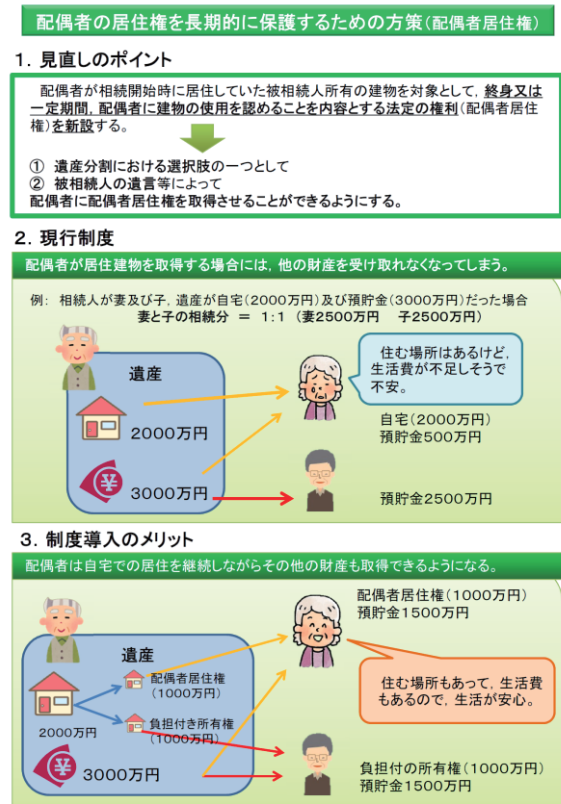
(3) 配偶者居住権のメリット

生存配偶者が相続を跨いで居住を続けるに当たり、その使用収益権のみを所有権よりも小さい財産価値で相続できることが、配偶者居住権が今回立法化に至った最大の理由である。

図表3は法務省が公表した配偶者居住権に係る説明用の補足資料であり、相続人は妻と子供一人、遺産が住宅2千万円、預貯金3千万円の場合を例示して配偶者居住権のメリットを以下のように説明している。

先ず、現行法上、法定相続分は妻2分の1、子供2分の1なので、法定相続分により遺産を相続した場合、妻が2千万円の住宅を相続すると、預貯金は500万円しか相続できない。これでは妻の

(図表3)



(注) 法務省公表資料による。

老後生活の生活資金が不足し、不安が残るケースが少なからず生ずる可能性がある。そこで今回の改正は、配偶者の残りの人生における生活上の困窮の顕在化を防止するため、住宅の所有権の一部を構成する使用収益権である配偶者居住権及びその敷地利用権のみを相続できるようにし、配偶者居住権がたとえば1千万円(この場合、配偶者居住権の負担付所有権は残額の1千万円となる)であれば、妻は配偶者居住権を相続して、従前の住宅に住み続けられるうえに、金融資産である預貯金をさらに1千5百万円相続することが可能になるというものである。

(4) 配偶者居住権の評価額について

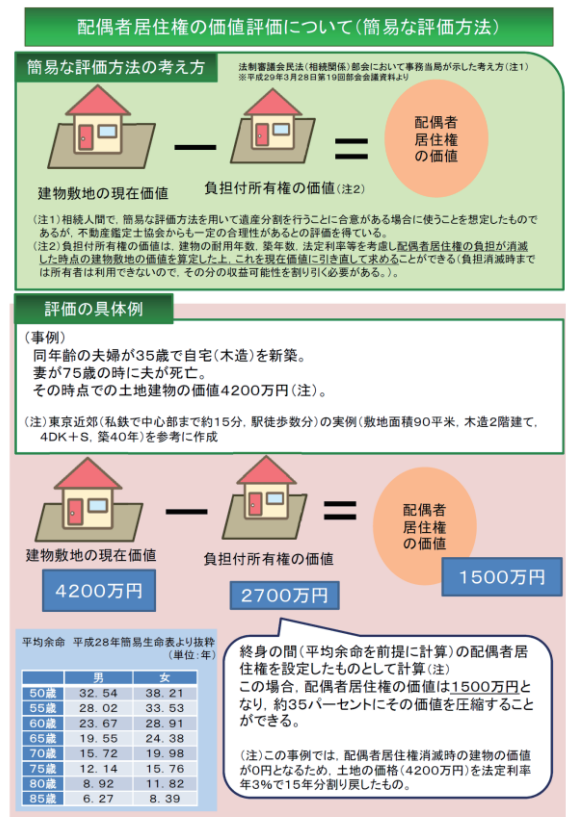
ところで配偶者居住権はその評価方法が定まらないうえに遺産分割協議を具体的に進めることができない。そこで、その価値をどのように評価するかが問題となるが、法制審議会民法(相続関係)部

会において法務省事務当局が示した考え方によれば、古い建物価格は時価がゼロという前提で、土地に係る相続税評価額である路線価とは関連性を持たせずに、建物敷地の現在価値（時価）から平均余命を考慮に入れて計算した終身または一定の有期を想定した年数の経過後に、その敷地の所有者が相続開始時点の時価相当額で、配偶者居住権の付着していない完全な所有権がある敷地を得ると考えて、その差額を配偶者居住権に係る敷地利用権の評価額とし、従って建物価格が零の場合には、当該敷地利用権と同額を配偶者居住権の現在価値とする方法が提案されている。例えば、75歳の配偶者が終身の配偶者居住権を得る場合には、当該配偶者の平均余命が15年程度と考えられ、敷地利用権を含む配偶者居住権の評価額は所有権評価額の35%程度に圧縮されると計算されている（図表4）。しかし、これが具体的な配偶者居住権の評価手法として普遍性、妥当性を持つのかどうかは様々な議論もあり得ると考えられるところであり、さらに検討を要する課題であろう。なお、配偶者居住権は相続税の課税対象になることから、相続税法に係る財産基本通達をはじめとして、様々な細則的な規定が今後別途必要となると考えられ、2020年4月1日の施行に向け解決すべき課題は少なくないように思われる（配偶者居住権の算定方法については、末尾のやや詳細な**追補**も参照されたい）。

例えば、配偶者居住権には財産的価値がある以上、被相続人から相続する段階で相続税の課税対象になることは明らかであるが、配偶者居住権を持つ者が亡くなった段階ではどうなるのか。一説には配偶者居住権はその段階で消滅するので財産価値がなくなり、相続税は当該配偶者居住権に係る建物所有権者には生じないという意見がある。しかし配偶者居住権は、当該妻の平均余命をもとに算定されるので、75歳の妻の配偶者居住権は女性の平均寿命90歳の残存分の15年が使用年数の算定上の基礎となり、法務省が図表4に示した事例では1000万円であった。もしその妻が配偶者居住権相続後、5年経過後に亡くなったとしよう。

例えば、配偶者居住権には財産的価値がある以上、被相続人から相続する段階で相続税の課税対象になることは明らかであるが、配偶者居住権を持つ者が亡くなった段階ではどうなるのか。一説には配偶者居住権はその段階で消滅するので財産価値がなくなり、相続税は当該配偶者居住権に係る建物所有権者には生じないという意見がある。しかし配偶者居住権は、当該妻の平均余命をもとに算定されるので、75歳の妻の配偶者居住権は女性の平均寿命90歳の残存分の15年が使用年数の算定上の基礎となり、法務省が図表4に示した事例では1000万円であった。もしその妻が配偶者居住権相続後、5年経過後に亡くなったとしよう。

(図表4)



(注) 法務省公表資料による。

そうすると、配偶者居住権の財産価値は結果的には1000万円の1/3程度でよかつたはずであり、配偶者居住権設定時の相続税額は過払いであった（別の言い方をすれば、配偶者居住権付土地所有権と完全な土地所有権との差額が小さくなる）ということになり、短期間に配偶者居住権が消滅した段階で清算されるべきだという議論やその際の敷地利用権の増加分の相続税法上の扱いをどうするのかという議論もあり得よう。こうした問題を税法は事前に解決しておく必要があるだろう。

(5) 配偶者居住権の実務上の課題²

配偶者居住権の実務上の課題としては、第一に、配偶者居住権は、属人的な使用収益権である以上、配偶者の死亡により消滅し、配偶者居住権を処分・譲渡はできないことである。従って、配偶者は、配偶者居住権を取得した後、施設に入居することになっても、配偶者居住権を売却して施設入所費用に充てることはできない。もし遺贈により配偶者居住権を取得したのであれば、遺贈は放棄ができるので、一定の条件を満たせば、配偶者が配偶者居住権を放棄する場面はあるかもしれない。しかし、遺言により配偶者居住権を取得する場合には、配偶者居住権のみを放棄することはできないので、放棄するなら、すべての相続財産を放棄しなければならなくなる。

第二に、配偶者が死亡し、配偶者居住権が消滅する場面では、配偶者居住権付所有権の所有者は完全な所有権を取得するが、この場合、配偶者居住権との混同により、所有権の制約がなくなることに伴い、所有権の価値の増加分を相続税課税の対象とするのかそれとも政策的に非課税措置を講ずるのか等、相続税の課税関係の扱いが現時点では必ずしも明確ではない。

第三に、やや細かいが、配偶者居住権を持つ配偶者は、改正相続法 1034 条により「配偶者は居住建物の通常に必要な費を負担する」とされており、一部には所有者ではないものの、原則終身まで建物を使用収益する権利である以上、居住権を持つ

配偶者を建物の固定資産税を負担すべき納税義務者とすべきであるという考え方も有力であるが、これをどう考えるかという問題もある。

最後に、「配偶者居住権は、これを登記したときは、居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対して対抗することができる」とされているが、もともとの建物に抵当権の登記があれば、配偶者居住権がたとえ登記を備えても抵当権に劣後するので設定自体が無意味になり、配偶者居住権の設定自体が行われないと考えるべきであろう。改正相続法の施行前に、素人の方々を念頭に、他の権利との優劣関係及び調整規定について、十分に周知しておくことが望まれる。

(参照条文)

(配偶者居住権)

第千二十八条 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- 2 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
- 3 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得)

第千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

- 一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- 二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(配偶者居住権の存続期間)

第千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(配偶者居住権の登記等)

² 熟年同士の再婚で、双方に離婚前の夫婦間にそれぞれ実子がいた場合に、再婚後の夫が死亡して、再婚後の妻が夫の所有する住宅の配偶者居住権を相続し、夫の子が配偶者居住権付所有権を相続した場合、再婚後の妻が死亡すると、配偶者居住権が消滅した後の完全な所有権は夫の子供に帰属し、妻側の妻に財産が相続されることはない。しかし、再婚後の妻に居住用財産（所有権）を相続させると、再婚後の妻の死亡により、夫の子供ではなく、妻の子供が居住用財産を相続してしまい、夫の子供に当該財産が戻ることはない。もともと夫側にあった財産が後妻の相続を通じて後妻側の子供に渡ることを快く思わない場合は、夫側は、これを防ぐため、受益権連続型信託などを活用することが考えられるが、配偶者居住権が設定されていれば、このような不都合の発生を免れる。配偶者居住権の一つのメリットと考えられる。

第一千三十一条 居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

2 第六百五条の規定は配偶者居住権について、第六百五条の四の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。

（配偶者による使用及び収益）

第一千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

2 配偶者居住権は、譲渡することができない。

3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

4 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

（居住建物の修繕等）

第一千三十三条 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

2 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

3 居住建物が修繕を要するとき（第一項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者がいるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

（居住建物の費用の負担）

第一千三十四条 配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担する。

2 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常の必要費以外の費用について準用する。

（居住建物の返還等）

第一千三十五条 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

（使用貸借及び賃貸借の規定の準用）

第一千三十六條 第五百九十七條第一項及び第三項、第六百條、第六百十三條並びに第六百十六條の二の規定は、配偶者居住権について準用する。

（配偶者短期居住権の創設について）

配偶者居住権は、遺産分割協議後の相続財産の分割の在り方に関する問題であるが、相続が開始し、相続財産が共有になった後、遺産分割協議成立までの間、被相続人と同居していた配偶者が引き続き被相続人の財産に無償で居住し続けられることを保証する規定は現行民法には存在しない。そこで、このような場合には、現行法の下では、法的には相続財産の共有者の同意をとり、必要な賃料を払って居住を継続するのが正しい対処の仕方であろう。しかし、これはおそらく常識に反する。そこで、このような事例を扱った最高裁判平成8年12月17日の判決では「配偶者が、相続開始時に居住建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推定する」と判示した。使用貸借契約は借主が死亡すれば自動的に効力を失うが、貸主が死亡してもその効力は存続するとの規定があるので（597条3項）、当該配偶者は居住建物に住み続けることにとりあえざる支障は生じない。

ただしこの判例だけでは配偶者の保護は万全ではない。例えば①第三者に被相続人が居住建物を遺贈した場合、居住者である配偶者は使用貸借権を第三者（受遺者）に対抗できない。また、②被相続人が反対の意思を表示していた場合は、配偶者との使用貸借契約は推定されない。このような場合には、配偶者が意に反して、住んでいた建物から追われる怖れがある。そこで今回の改正相続法では、被相続人が居住建物を遺贈した場合や反対の意思を表示していた場合等でも、相続開始後最低6か月間は配偶者が配偶者短期居住権により居住建物に居住することが可能になる規定が創設された。

簡単に言えば、①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（但し最低6か月間を保証）、②居住建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄を

した場合（はじめから相続権がなかったものと見做される）には、居住建物の所有者（受遺者や残余の相続人）から消滅請求を受けてから6か月を経過するまでの間、配偶者は居住を継続することができる。ただし、配偶者が相続開始時において居住建物に係る「配偶者居住権」を取得したとき、又は、民法891条の相続欠格事由に該当し、又は廃除により相続権を失ったときは、この限りでない。

（参照条文）

（配偶者短期居住権）

第千三十七条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

- 一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合第三項の申入れの日から六箇月を経過する日
- 2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。
- 3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

（配偶者による使用）

第千三十八条 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。

- 2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。
- 3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。（配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅）

第千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。

（居住建物の返還等）

第千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

- 2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

（遺産分割前の遺産の処分の取り扱いについて）

相続発生後、遺産分割前に遺産が処分され、当該遺産が被相続人名義の財産から逸出する事例はしばしば起こる。これをそのままにしておくと同相続人間の公平性が害される怖れがある。このようなケースを扱った裁判事例として、最判昭和52年9月19日があり「共同相続人全員の合意によって、遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を第三者に売却したときは、その不動産は遺産分割の対象から逸出し、各相続人は第三者に対し持分に応じた代金債権を取得し、これを個々に請求することができるものと解すべきである」とされた。ならば、もともと遺産であるべき不動産の売却代金を遺産分割の対象とすることを認めたらよいのではないかとも思われるが、最判昭和54年2月22日は「共同相続人全員の合意によって他に売却された本件土地は遺産分割の対象たる相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割取得すべきである」とした。このように、現行相続法の規律は、相続人の一人がすでに売却した相続財産となるべき資産の売却代金を全額取得している場合には、原則として、他の相続人は遺産分割協議とは別個に代金を取得した相続人に対し自らに帰属すべき代金の返還を求める訴訟を提起しなければならないというものであり、必ずしも公平な解決が図られる保証がない。

(図表5) 生前贈与による持ち戻しの有無に伴う妻の相続分の試算 (事例研究)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・夫Aは妻Bと25年前に婚姻し、長男C、長女Dがある。A名義の財産は自宅の土地建物4000万円、預貯金6000万円である。 ・2年前に夫Aは自己の居住用土地建物の2分の1の共有持ち分、2000万円を妻Bに贈与した。その後夫Aが死亡した。 			
相続財産	(A) 現行相続法			(B) 改正相続法
	(A-1) 生前贈与なし	生前贈与あり (2000が持戻し分)		2000+6000=8000
	4000+6000=10000	(A-2) 持戻しあり	(A-3) 持戻しなし	
		2000+6000=8000	2000+6000=8000	
妻の法定相続分	$10000 \times 1/2 = 5000$	① $(8000 + 2000) \times 1/2 - 2000 = 3000$ ② 2000 (生前贈与分) ③ 合計 5000	① $8000 \times 1/2 = 4000$ ② 2000 (生前贈与分) ③ 合計 6000	① $8000 \times 1/2 = 4000$ ② 2000 (生前贈与分) ③ 合計 6000
持戻しの扱い	持戻しなし。	生前贈与があっても、原則、持戻しはなされるので、妻の取得価額は生前贈与がない場合と同じになる。	生前贈与があっても、被相続人が持戻しの免除の意思表示をすれば、遺留分の規定に反しない限り、持戻しの免除が認められる。	婚姻期間20年以上の居住用不動産には生前贈与の持戻しの免除が推定される。

そこで改正相続法は、906条の2において、(1)「遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在すると見做すことができる」、かつ、(2)「上記(1)の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により上記財産が処分されたときは、当該共同相続人については同意を得ることを要しない」として、不当な出金がなかった場合と同じ結果が実現できるよう規定が整備された(906条の2、1項)。

(参照条文)
(遺産の分割の基準)

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又

は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

(配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定の整備について)

これまで、住宅を配偶者に贈与・遺贈しても遺言などで遺産に含まないことを明示しない限り「遺産の先渡し」として取り扱われ、生前贈与がなされなかった場合(A-1)と生前贈与がなされた場合(A-2)とで結果的に配偶者が相続により取得する価額は同じであり、実質的な差異がなかった(図表5)。

そこで被相続人による明示の意思表示がなくとも遺産分割の対象から除けるよう、改正相続法903条4項を新設し、「婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の遺贈または贈与がなされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定する」(この場合、この「推定」の効力を争う者が意思表示がなかったことの反証責任を負う)(B)こととし、配偶者の遺産の取り分が増える途を開いた(配偶者居住権については、1028

条3項により904条3項が準用される)。

現行相続法の特別受益の持ち戻しとは、共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受け婚姻、養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた者があるとき、相続開始の時に有した財産に贈与の額を加えたものを相続財産とみなして計算した相続分の額から、その者の遺贈または贈与の額を控除し、その残額を相続分とする制度である。

この現行の制度は、共同相続人間の公平を図るとともに、それが被相続人の通常の意味に合致していると推測されることから設けられているものであり、現行相続法の下でも、被相続人が持ち戻しの免除の意思表示(特別の方式はなく、黙示であってもよいとされている。)をしたとき(A-3)は、遺留分の規定に反しない限り、持ち戻しの免除を認めるのであるが、今回の改正相続法は一定の居住用財産について特別受益の持ち戻し免除が推定されることになった。

ところで、配偶者が自宅の土地建物を取得して、これを特別受益から除外できれば配偶者は事実上、相続分が拡大されたのと同じ効果を得ることができることになるが、今回のこの改正の背景には、冒頭に示した法務大臣からの諮問文に窺われる通り、配偶者の負う生前の他配偶者への在宅介護等の負担が増すこと等をも考慮し、当該配偶者をより手厚く保護する必要があるという政策的配慮が働いていたと見ることができる。

今回の改正相続法では、先に指摘した通り、配偶者居住権が遺贈または死因贈与された場合には免除の意思推定の対象とされることが明示されたが、配偶者居住権に関しては現時点でその評価手法が必ずしも確立していないことから、配偶者居住権を受遺または受贈した場合、これが結果的に配偶者にとって利益の大きい仕組みとして働くかどうかは必ずしも明確ではない。また、配偶者居住権の相続によって、遺留分の侵害はできないので、配偶者居住権の評価額の大小は個々のケースでは重要な問題となる。

なお改正相続法で定められた持ち戻し免除の推定の対象は自分の土地・建物についてだけであり、

その取得資金は対象とはなっていないことに留意が必要である。

(参考) 特別受益に関する興味ある判例

平成16年10月29日最高裁第二小法廷決定では、「被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の一人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき、保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、特別の受益に準じて持ち戻しの対象になる」とした。生命保険金請求権は、契約に基づく権利であり、本来相続財産には含まれないはずであるが、上記のような事情があれば例外的に相続財産として持ち戻しがなされることがあるということである。

(参考) 寄与分について

共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増価について特別の寄与をした者があるときは、「被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産と見なし、900条から902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた価額その者の相続分とする」(904条の2)とされ、特別受益の場合と逆の仕組みが採られる。

(参照条文)

(特別受益者の相続分)

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみ

なし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- 3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。
- 4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（配偶者居住権を含む。）について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

（相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について）

相続人の妻などが被相続人の介護に貢献している事例が多いことにかんがみ、これまでは相続財産上は何ら考慮されることのなかった相続権のない6親等内の親族や3親等内の姻族（特別寄与者）に、相続が開始した後、相続人に対して、改正相続法 1050 条により、特別の寄与分をいわば一種の不当利得として金銭請求できることとされた（特別寄与者とその寄与について被相続人から対価を得ていたときは、特別寄与者による特別寄与料の請求は認められない）。当事者間の協議が整わないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に協議に代わる処分の請求を行うことができる。

簡単な事例で示すと、被相続人Xの介護をXの長男A（Xより先に死亡）の妻Bが行っていた場合に、Xには次男Cと三男Dがおり、現行相続法の定めでは、相続財産はCとDが取得し、Xの世話をしたBは相続財産の分割を受けることができない。これでは不公平な場合があることから、改正相続法では、BはC及びDに対して金銭の支払い請求権を取得するとして不公平の解消を図ることができることとされたものである。

家庭裁判所は一切の事情（寄与の時期、方法、程度、相続財産の額等）を考慮して特別寄与料の額を定める（1050条3項）こととされているので、実際にどの程度の金額が特別寄与料として妥当なのかの判断は現時点では難しい。今後の裁判例が待たれる。この特別寄与者には特別寄与料を遺贈

により取得したものと見做して、税法上は相続税が課せられる。

なお、相続人以外の者の貢献の場合は現行相続法の特別寄与分の要件とは異なり、財産出資型の寄与は1050条の条文からは除かれており、あくまで世話等の労務の提供が条件になることに留意が必要である。

繰り返しになるが、現行相続法では相続人以外の者はいかに被相続人の介護に尽くしても相続財産を取得することはできないが、改正相続法では、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行って被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、新たに設けられる特別寄与者という概念の導入により、相続人に対し金銭の支払いを請求できるようになる。しかし、特別寄与者は遺産分割に加わることはできず、相続とは別の枠組みの中で、相続人に対して特別寄与料の支払いを請求するのであり、遺産分割協議の中では考慮されない。

特別寄与料の請求に当たっては、介護日誌、介護関連支払領収書など、後日、特別寄与額の算定の判断材料となる各種資料を作成・保管して、いざというときには請求の正当性を説明できるよう準備しておくことが必要となる。

この支払い請求に係る協議が整わない場合には、特別寄与者は、相続の開始及び相続人を知った時から6か月（これは消滅時効期間である。）を経過したとき、又は相続開始の時から1年（これは除斥期間である）を経過したときまでの期間内に限り、家庭裁判所に対して協議に代わる処分の請求が可能になる。特別寄与者の本請求には一年といふかなり短い除斥期間が付されていることに留意が必要である。

（参考）

（参照条文）

第五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に

対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

- 2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

（自筆証書遺言制度の見直しについて）

（1）自筆証書遺言の方式緩和

図表2では説明が省略されているが、今回の改正相続法に合わせ公的機関（法務局）による自筆証書遺言の保管制度が、2018年7月13日に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（遺言書保管法）により創設されることになった。現在、誰でも作成できる自筆証書遺言については、遺言者の自宅で保管されるのが一般的であり、公正証書のように作成後の遺言を公的機関が保管する制度がないため、紛失のリスクが高く、また、日付と全文を自筆で書き、誤字の訂正を含め、署名、押印が必要であり、形式に不備であると全部が無効とされていた。また、偽造・変造防止のため家庭裁判所による検認によりその存在を確認することが必要だった。今回、遺言書保管法の施行により、自筆証書遺言の原本を法務局が預かることが可能になり、紛失のリスクが消え、相続開始後の検認も不要になること、遺言者の相続人等は全国の法務局で検索が可能となること、法務局が保管する際に、担当者がチェックするので形式不備による無効を防げること、また、別途、財産目録部分は、別紙として添付する場合に限り、手間を考慮し、自筆でなく、パソコン等での作成

（但し、目録の各葉ごとに、署名押印が偽造防止のために必要）や通帳の写しの添付が認められることなど自筆証書遺言の方式を緩和する措置が採られた（2019年1月13日施行）。今後、自筆証書遺言の持つ上記のようなメリットから、自筆証書遺言の利用者が増加し、相続人が法務局に足を運ぶことで不動産の相続登記の促進に繋がることが期待される。

（2）自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の概要

①遺言者による遺言書保管申請

自筆証書遺言（無封のものに限る。）の保管の請求は、遺言者が自己の住所又は本籍地を管轄する法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。）に自ら出頭して行わなければならない³。

②遺言者による遺言書の閲覧又は返還請求

遺言者は、遺言書が保管されている遺言書保管所（「特定遺言書保管所」）の遺言書保管官に対し、いつでも遺言書の閲覧又は返還の請求をすることができる。閲覧請求は遺言者が特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない⁴。

③遺言書に係る情報の管理

遺言書の情報管理は、磁気ディスク等をもって調製する遺言書保管ファイルに以下の事項を記録して行う。

- ・遺言書の画像情報
- ・遺言書に記載された作成年月日、遺言者の氏名、生年月日、住所及び本籍（外国人の場合は国籍）等
- ・遺言書の保管を開始した年月日
- ・遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号

④遺言書保管情報証明書の交付申請等

- ・遺言者が死亡した後は、相続人、受遺者及び

³ 遺言書保管制度は当該遺言が遺言者本人によって作成されたものであることを法務局が確認する。これにより検認が不要となる。

⁴ 返還の請求は遺言書が無効になることを意味するものではない。

遺言執行者等（「関係相続人等」）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管ファイルに保管されている事項を証明する「遺言書情報証明書」の交付を請求することができる⁵。

- ・遺言書情報証明書の交付請求は、自己が「関係相続人等」に該当する遺言書（「関係遺言書」）を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。
- ・関係相続人等は、関係遺言書を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、遺言書の閲覧を請求することができる。
- ・遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し、又は遺言書の閲覧をさせた場合には、速やかに、当該関係遺言を保管している旨を遺言者の相続人並びに受遺者及び遺言執行人に通知する⁶。

⑤遺言書保管事実証明書の交付

何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている遺言書に記載された作成年月日、遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号を証明した書面（「遺言書保管事実証明書」）の交付を申請することができる⁷。

⑥遺言者による遺言書保管の撤回

撤回し返還を受けた遺言書は当然に無効となるわけではない。

⑦家庭裁判所による検認不要

遺言書保管制度を利用した遺言書については、家庭裁判所による検認手続は不要である。

（3）遺言執行者に関する改正について

改正相続法には遺言執行者の通知義務として1007条2項を新設し、「遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない」として、現行相続法の定める「遺言執行者は財産目録を作成して相続人に交付する義務」があるだけでなく「遺言の内容を相続人に通知する義務」が明文化された。

さらに、遺言執行者の法的地位について、「遺言内容の実現を職務とすること」（1012条）、「相続人に対して直接にその効力を有すること」（1015条）等が明らかにされた。遺言執行者の職務権限等の概要は図表6のとおりである。

⁵ 関係相続人等は、遺言者の生前は、遺言書保管官に対して、遺言の有無等を確認できるわけではない。

⁶ 遺言書保管官は、関係相続人等に対して遺言書情報証明書の交付又は関係遺言書の閲覧をさせた場合には、遺言書の存在を知らしめるために相続人、受遺者、遺言執行者等に対して遺言書を保管していることを通知しなければならない。

⁷ 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に自己の関係する遺言が保管されているか否かの確認を求めることができるほか、遺言書保管事実証明書を求めることができる。ただし、遺言者死亡後に限る。

(図表6) 遺言執行者の職務権限等 (主な新設・改正部分を抜粋)

条文	改正相続法	現行相続法
1015条(遺言執行者の行為の効果)	遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。	遺言執行者は、相続人の代理人と見做す(注1)
1012条(遺言執行者の権利義務)(注2)	遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。 2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。	遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する
1013条(遺言執行の妨害行為の禁止)	2 前項の規定に違反してした行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することはできない。 3 前2項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。)が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。	新設
1014条(特定財産に対する遺言の執行)	2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」(注3)という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる(注4)。 3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為の他、その預金又は貯金の払い戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申し入れをすることができる。ただし、解約の申し入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言(注3)の目的である場合に限る。 4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。	新設
1016条(遺言執行者の復任権)(注5)	遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を負わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。 2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う(注6)。	遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を負わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。 2 遺言執行者が前項但書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、105条(注7)に規定する責任を負う。

(注) 1. 遺言執行者は本来は被相続人の代理人のようなものであるが、被相続人が存在しないのでやむを得ず、現行相続法では遺言執行者を相続人の代理人と位置づけていたが、趣旨に合わないので、今回改正された。
 2. 遺言執行者が不在であれば、遺言を相続人全員の同意で内容を変えてもよいが、遺言執行者(就任を断る自由はある)が就任すれば、その遺言執行者には遺言通りの執行義務が生ずる。辞任は義務違反である。遺言と執行内容とを変えるのであれば調停を経て行う必要がある。
 3. 特定財産承継遺言とは、現行法の下での特定財産に対する「遺産分割方法の指定」を意味する。
 4. 1014条2項では「相続させる旨の遺言」は、登記をししないと法定相続分を超える部分を第三者に対抗できないことになったので、対抗要件を具備するまでが遺言執行者の義務であることを明確にした。
 5. 1016条は改正により、原則と例外が逆転した。
 6. 1016条2項但し書きは、やむを得ない事情がなければ全部の責任を遺言執行者が負うということである。
 7. 法定代理人による復代理人の選任
 「法定代理人は自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う」(民法105条)

(参照条文)

(遺言執行者の指定)

第一千六条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

2 遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

3 遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

(遺言執行者の任務の開始)

第一千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

(遺言執行者に対する就職の催告)

第一千八条 相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

(遺言執行者の欠格事由)

第一千九条 未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

(遺言執行者の選任)

第一千十条 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

(相続財産の目録の作成)

第一千十一条 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。

2 遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会いをもって相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。

(遺言執行者の権利義務)

第一千十二条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

3 第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

第一千十三条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使する

ことを妨げない。

(特定財産に関する遺言の執行)

第一千十四条 前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

(遺言執行者の行為の効果)

第一千十五条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

(遺言執行者の復任権)

第一千十六条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

(相続された預貯金債権の仮払い制度について)

金融機関は遺産分割が成立するまでは、相続された預貯金債権について、相続人の遺産分割協議対象の共有財産であるとして、原則として故人の遺産の払い戻しや名義変更に応じていない。このため、生活費の確保や葬儀費用の支払いに支障をきたす場合がある。そこで、遺産分割協議が終わる前に必要となる生活費や葬儀費用の支払いなどのために、故人の預貯金を金融機関から引き出しやすくする仮払い制度が創設された。この条文が創設される前提として、従来可分債権であるとして当然分割が認められていた預貯金債権が遺産分割の対象財産へと変更されたこと⁸を踏まえてお

⁸ 平成 28 年 12 月 19 日最高裁大法廷決定は共同相続された普通預金債権及び定期貯金債権は遺産分割対象で

く必要がある。

この結果、被相続人の債務の弁済、葬式費用の支出、生活に困窮する相続人の生活費の支弁、相続税等公租公課の支払いに不便をきたす場合の不都合を回避するため、今回の改正相続法において、遺産に属する共同相続された預貯金債権の権利行使について、仮払い制度が法定されたものである。仮払い制度には、①家庭裁判所の判断を得ないで、預貯金の払い戻しを認める方法と②家事事件手続法の保全処分の要件を緩和して支払いを認める方法（この場合の仮払金には上限が設けられておらず、裁判所は必要と判断すれば、特定の預貯金の全部を取得させることも可能である。ただし、遺産分割の審判又は調停を申立てた上で、仮払いの申立てが必要であり、仮払いまでに時間とコストがかかる。）の二つがある。

（１）預貯金の1/3に法定相続分を乗じた金額を家裁の判断を経ずに払い戻す方法

第一の方法は、各共同相続人が遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の3分の1に、当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（但し、預貯金債権の債務者毎に法務省令で定める額⁹を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができるものである。簡単な例で述べると、被相続人A名義の預貯金900万に対し、相続人B、Cのうち一人であるBは、Aの葬儀費用等の支払いのために、金融機関に対し、 $900 \times 1/3$ （法定割合） $\times 1/2$ （法定相続分）=150万円の払い出しを求めることができる。

この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものと見做される。

あるとし「いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」との判断を示したところから、各共同相続人はそれ以前までのように法定相続分に応じた金額に係る権利を単独では行使できないこととなった。

⁹ 金融機関ごと（複数の口座がある場合は合算）に払い戻しが認められるが、上限額は、標準的な必要経費や平均的な葬式費用の額その他の事情を勘案して法務省令で金額は150万円と定められている。

（２）家事事件手続法の保全処分の要件緩和による方法

改正相続法が定める二つ目の仮払い方法は、家事事件手続法の保全処分の要件を緩和して支払いを認めるもので、具体的には家事事件手続法200条に次の規律が付け加えられた。

「家庭裁判所は、遺産の分割の審判または調停の申し立てがあった場合において、相続財産に属する債務を弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を、当該申し立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申し立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部または一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、共同相続人の利益を害するときはこの限りでない」。

（参照条文）

（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

（遺留分減殺請求権に関する見直しについて）

改正相続法では遺留分減殺請求権から生じる権利を金銭債権化することとされた。その際、金銭を直ちに準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部または一部の支払いにつき、相当の期限を許与することができるとする規定を置いた。

遺留分減殺請求権の行使によって、当然に物権的效果が生ずる（従って、共有物分割を行うことが必要となり、場合により、地方裁判所に共有物分割訴訟手続をとる必要が生じる）とされていた現行相続法の規律を見直し、遺留分権の行使によって、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとし、これにより改正相続法では、不動産で

あれ、株式であれ、遺留分減殺請求に基づいて遺贈等が無効となるため、対象物に共有関係が当然に生ずる現行相続法の不都合を回避して、特に事業承継の支障となる減殺後の共有物分割をめぐる争いをなくし、相続紛争の早期解決と遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重した相続を実現することが可能になる。

（参考）相続法改正前の遺留分減殺請求権の規律について

現行民法の考え方は、遺留分侵害があっても遺留分を侵害する遺贈・贈与は当然に無効になるのではなく、遺留分権利者による遺留分減殺請求権の行使を待って初めて、遺贈・贈与と対象となった財産の取戻しがされることになる。また遺留分減殺請求権は形成権であり、その効果は物権的であるとするものであった。それは減殺対象たる遺贈・贈与を失効させて財産権を法律上の原因のないものにするにとどまらず、目的財産上の権利の相手方への帰属を正当化しないという意味で物権レベルの効果を伴い、遺留分減殺請求権の行使の結果として、個別的遺留分に相当する財産権が当然に遺留分権利者に帰属するという考え方に立っていた。換言すれば、相続法改正前の通説では、遺留分減殺の意思表示により減殺に服する範囲で遺贈・贈与は失効し（遺留分減殺請求権は形成権である）、遺留分権利者が減殺対象財産に対する物権の支配権原を回復するとされていた（現物返還が原則、例外的に減殺相手方からの価額弁償の抗弁を認める）。

しかしこのような規律に対しては事業者が事業承継をする者に対して不動産・株式等の財産を相続させたときに、遺留分減殺の結果、これらの財産について事業承継者と他の相続人との共有状態が生じることが問題点として指摘されていた。改正相続法では、遺留分権の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭の給付を目的とする「遺留分侵害額請求権」と称される金銭債権が形成権として発生することになる。

（参考事例）

個人で工場を経営する甲が死亡した。甲は長男Bに事業を継承させたいと考え、遺言書に「工場の土地建物（評価額1億円）を長男Bに、銀行預金（残高1000万円）を長女Aに相続させる」と書いた。甲の遺産は上記、土地建物及び銀行預金（合計1.1億円）のみである。

現行相続法ではAがBに遺留分減殺請求をする、土地建物はA、Bの共有となり、Aの遺留分は $1.1\text{億円} \times 1/2$ （遺留分割合） $\times 1/2$ （法定相続分割合） $=2750\text{万円}$ となるので、Aは相続により得られる予定の銀行預金（1000万円）の他に土地建物について1750万円（2750万円-1000万円）分の共有持分を持ち、Bの持分は8250万円となる。しかしこれでは甲の工場の土地建物の全部を長男Bに相続させ、円滑な事業承継を実現したいという被相続人の意向は実現できない（不動産が共有物の場合、銀行は融資に伴う抵当権の設定を渋る傾向があり、資力のない場合のBがAの持分1750万円を銀行借入れにより買い取ろうとしても、実現できない場合が多い）。そこで、改正相続法では、この1750万円の遺留分を遺留分侵害額請求権という金銭債権の支払い請求権に転化させることにしたものである。

（参照条文）

- 第千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。
- 2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。
- 一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額
 - 二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
 - 三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

(図表 7) 現行相続法の下での遺産の承継の種類と対抗要件の要否 (相続の効力等)

遺産分割協議による承継	遺贈による承継	相続させる旨の遺言による承継
法定相続分を超える分については対抗要件を具備する必要	法定相続分を超える分については対抗要件を具備する必要	法定相続分を超える分についても対抗要件なくして対抗できる
最判昭和 46 年 2 月 9 日	最判昭和 39 年 3 月 6 日	最判平成 14 年 6 月 10 日
相続財産中の不動産につき、遺産分割により相続分と異なる権利を取得した相続人は、登記を経なければ、分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し自己の権利の取得を対抗できない。	遺贈は遺言によって受遺者に財産権を与える遺言者の意思表示にはおこなならず、民法 177 条が広く物権の得喪変更について登記をもって対抗要件としているところから見れば、遺贈の場合においても登記をもって物権変動の対抗要件とするものと解すべきである。	いわゆる相続させる旨の遺言による権利の移転は法定相続分または指定相続分の場合の相続と本質において異なるところはない。従って相続させる旨の遺言によって不動産を取得した相続人は、その権利を登記なくして第三者に対抗できる。
⇒改正相続法により、法定相続分を超える分についてはいずれの場合でも対抗要件を具備する必要がある。		

(相続の効力等に関する見直しについて)

「相続させる旨の遺言」により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗できるとされていた現行相続法の規律を見直し、改正相続法は、法定相続分を超える権利の継承については登記を備えなければ第三者に対抗できないこととされた。改正相続法 899 条の 2 では「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」とし、相続による権利の承継は遺産分割によるものだけでなく、「相続させる旨の遺言」(特定財産承継遺言) や従来の遺産分割方法の指定によるものを含め、遺産の承継の種類に関わらず、すべて対抗要件主義を採用した。従来の最高裁判例を変更するものであるので注意が必要である (図表 7)。

(参考)「相続させる旨の遺言」を巡る経緯

最高裁 1991 年 (平成 3 年) 4 月 19 日判決は「相続させる旨の遺言」について、「遺産分割方法の指定」と見つつ、遺産分割手続を要することなく当然に当該「特定の遺産」が特定の相続人に移転するとしていたが、最高裁 2002 年 (平成 14 年) 6 月 10 日判決が、それによる不動産取得は相続登記なくして第三者に対抗できるとした。こうした中で、従来、登録免許税については、遺産分割方法の指定であれば、相続による承継であり税率が

1000 分の 6 であるのに対し、遺贈の場合は 1000 分の 25 であったので、遺言をする被相続人の立場からは遺産分割方法の指定として処理されることが有利であり、「相続させる旨の遺言」における遺言者の意思もここにあると考えるのが理に叶うと強調されたていた (2003 年 (平成 15 年) 4 月 1 日以降、登録免許税はいずれでも 1000 分の 4 の同一の税率とされ、両者を区別する意味が乏しくなった)。しかし、学説においては、「相続させる旨の遺言」の趣旨は遺産分割協議を経ないで、死亡と同時に特定の資産を特定の相続人に継承させるというものであり、これを遺産分割方法の指定と解するのは不合理であること、また、「遺産分割方法の指定」とは遺産分割の全般的な指針を指示することであり、財産の処分という意味を含まないとの見解が有力であり、判例、実務、学説が錯綜している観があった。

(参考事例)

X が死亡し、相続人は配偶者 A 及び弟 B であるとする。遺産は甲土地のみであり、X は「甲土地を A に相続させる」旨の遺言書を残した。ここで A が相続登記をする前に、B に対する債権者 Y が、弟 B の法定相続分 1/4 (配偶者 A の法定相続分は 3/4) について、債権者代位権に基づき代位による相続登記を申請し、債権者 Y は X から Y に名義変更された 1/4 の不動産持分を差押さえることが可

能である。しかし、現行相続法のもとでは、「相続させる旨の遺言」の効力として、X死亡時に遺言の効力が発生し、直ちに、甲土地はAの単独所有になると解されている。従って、Bは、甲土地に関しては完全な無権利者であり、Aは登記なくして所有権全部の取得をYに対抗できるとされている。ゆえに、YがBの持分に差押えの登記を得ても無効であり、現行相続法の下では、これらの手続が全く無駄になってしまう。

しかし、このままでは、登記制度や強制執行制度に対する信頼を害する怖れが大きいことから、改正相続法は、相続させる旨の遺言に基づき、Aが単独でできる相続登記を具備しない限り、Aは自己の法定相続分を超える1/4の権利取得をYに対抗できないこととした。

(参考) 代償分割の活用

主な相続財産が不動産しかなく、その不動産が事業用であり、分割が困難な場合に、共同相続人の一人が相続により当該不動産を取得し、それを取った者が他の共同相続人に対し、遺産分割協議書に明記したうえで、自らの固有財産から債務を負担する代償分割という手法がある。この固有財産の捻出方法として被相続人を被保険者、当該代償分割者を受取人とする死亡保険金を活用することがしばしば行われる。

(参照条文)

- 第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
- 2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(遺留分算定方法の見直しについて)

遺留分は被相続人の財産額のうち遺留分割合を乗じて得た額であり、財産額には原則として過去

の生前贈与額が含まれ、この場合、最高裁は、相続人に対する生前贈与は期間限定なしに過去に遡って相続時の時価で遺留分の算定財産額に算入されると判示していたが、数十年前の生前贈与までもが遺留分価格の財産算定額に組み込まれることは、遺留分侵害額の請求が広くなりすぎることから、円滑な事業承継の実現に寄与することをも考慮して、今回の改正相続法では、遺留分の基礎になる財産額に算入する相続人に対する過去の特別受益としての生前贈与は、相続開始前の10年間に限定して行うこととされた（1043条、1044条）。従って、相続発生10年よりも前に、事業承継のための生前贈与を行っておけば、遺留分の対象となることを免れる（但し、当事者双方が悪意であれば、10年以上前になされたものでも相続財産に算入される）。なお相続人以外の者に対する生前贈与は、現行法通り、相続開始前の1年間にされたものに限り算入される（但し、双方当事者が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年以上前のものでも算入される（1030条））。

(参照条文)

- 第千四十三条 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。
- 2 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。
- 第千四十四条 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。
- 2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
- 3 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

(参考) 相続の基本に関するノート

1. 相続とは

- ・ 自然人である被相続人(相続される人)の死亡時の財産法上の地位または権利義務をその者の死後に特定の者に承継させることである。
- ・ 相続財産には、積極財産(権利)だけではなく消極財産(義務)も含む。一身専属的な権利義務は相続できない。生命保険金請求権は相続財産にならない。
- ・ 相続は被相続人の死亡により開始する。被相続人の死亡には自然死亡と失踪宣告による死亡とがある。
- ・ 民法の相続に関する規定は原則として任意規定や特約よりも効力の強い強行規定である。

2. 相続人

- ・ 相続人の範囲は民法で定められている(法定相続人)。
- ・ 婚姻届のなされている配偶者は常に相続人である(配偶者相続人)。
- ・ 血族相続人の相続順位と相続割合(第一順位:被相続人の子などの直系卑属(1/2)、第二順位:被相続人の父母、祖父母などの直系尊属(1/3)、第三順位:被相続人の兄弟姉妹(1/4)()内は相続割合)
- ・ 血族相続人のうち、被相続人の子及び兄弟姉妹が被相続人より先に死亡して相続権を失っている場合には、その子(孫又は甥、姪)が代わって相続人になる(子の場合には再代襲も可。甥・姪の代襲相続は一代限りで再代襲はない)。しかし、相続を放棄した者、配偶者、直系尊属には代襲相続は認められない。欠格(殺人など)、廃除(虐待、重大な侮辱、著しい非行等)には代襲相続がある。
- ・ 相続分(相続できる取り分の割合)は遺言により指定ができ、相続分の指定がない場合には民法で定める相続分(法定相続分)による(注)。

(注) 認知された非嫡出子(愛人との間に生まれた子など)の相続分は、嫡出子の相続分の1/2とされていたが、平成25年9月4日の最高裁判決により、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の1/2とする民法900条4項の規定は違憲とされ(同年12月に該当部分は削除)、同日以降、裁判上は非嫡出子と嫡出子の相続分とは同じ扱いとなっている。なお、養子は実子と同じ相続分となる。

3. 相続の効力

- ・ 遺産は分割が終わるまでは相続人全員に共有され、共有状態を解消させ、相続人各人に個別に財産を取得させる手段が遺産分割手続である(注)。

(注) 最高裁決定平成28年12月19日により、従来は法定相続分に従い各相続人に帰属し、改めて分割手続を要しないものとされていた、普通預金債権等の可分債権も遺産分割対象となることとされた。

- ・ 遺言による分割方法の指定がなければ、共同相続人の協議により分割する。協議により法定相続分と異なる分割をすることも可能。(例えば、当面の相続税納付のために必要となる)遺産の一部についてのみの協議分割も可能。ただし協議分割は相続人全員が参加して行わなければならない、一人でも欠けた協議分割は無効。
- ・ 一部分割の制度は、無価値の不動産などが放置され、未登記のまま、所有権不明土地となる要因となる面も否定できない。
- ・ 遺言で指示された分割方法があれば、原則、それに従わなければならないが、相続人間の協議により、遺言と異なる分割をすることも可能である。
- ・ 協議が成立しなければ家庭裁判所の審判による(審判の前に調停が先になされる)。

4. 相続の承認・放棄

- ・ 放棄は相続の効果を相続開始時に遡って消滅させる意思表示であり、承認は相続の効果の相続人への帰属を拒否しない意思表示である。全部を拒否しないものを単純承認、相続によって得た財産の範囲においてのみ被相続人の債務を承継するとの意思表示を行い、条件によっては拒否をしないものを限定承認という。いずれも相続開始後に行われ、相続開始前の放棄・承認は無効である。
- ・ 相続の放棄および限定承認は一定の方式を必要とするが、単純承認は何らの方式も必要としない(相続財産の全部または一部を処分した場合、3か月の考慮期間を経過した場合等は単純承認をしたものとみなされる)。限定承認は共同相続人が全員で共同で行うことを要し、放棄は一人でも数人が共同でも行える。
- ・ 放棄・限定承認の期間は相続人が、自分が相続人であることを知った時から3か月以内であり、その期間内にその旨を家庭裁判所に申し出なければならない。
- ・ 相続を放棄した場合には、その放棄をした人は、初めから、相続人でなかったものとみなされる。なお、重大な非行・不正のある場合の相続欠格又は被相続人の意思により相続資格を奪う相続廃除の場合と異なり、相続を放棄した場合は、放棄した者の直系卑属は代襲相続することができない。

5. 遺言

- ・遺言がないと法定相続人以外の者には遺産が渡らず、法定相続人間においても特定の相続人(親の面倒をよく見た相続人)の相続分を他者よりも多くできず、特定の相続人に特定の財産を相続させることもできない。
- ・相続人以外の第三者にも遺産を与える方法として、遺言の他に、死因贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与契約)、遺贈(遺言により、包括または特定の名義で財産の全部または一部を受遺者に無償で財産的利益を与えること)がある。
- ・遺贈には第三者に対して行う場合と相続人に対して行う場合とがあり、後者の相続人に対する遺贈には、①「遺産の分割方法の指定」、②「相続の割合の指定」による「相続させる遺言」を含む。
- ・遺言事項はその範囲が法定されている。また、行為能力がなくとも、遺言時点で事物に対する一応の判断力があれば、たとえ認知症でも遺言はできる(遺言能力)。
- ・遺言の方式にはいろいろあるが、多く使われているのが、自筆証書遺言と公正証書遺言。前者は遺言の全文を自筆し押印する必要があり煩雑、紛失・改ざんの怖れがあるが、内容と遺言書の存在を秘密にできるメリット。後者は2人以上の証人の立会が必要であり遺言内容を公証人、証人などに秘密にできないが、偽造・変造・隠匿の怖れがなく証拠力もある。
- ・一旦なされた遺言につき、その効力を否定する前に遺言者自身で、前になされた遺言の効力を阻止することを「遺言の撤回」と呼び、「遺言の取消」(詐欺、強迫による場合—多くの場合、取消権という財産権を相続人が行使する—)と区別している。

6. 遺留分

- ・兄弟姉妹以外の法定相続人は、相続開始後、相続財産の一定割合を確保し得る地位を有しており、これを遺留分という。被相続人がこれを侵害するような生前贈与や遺贈をした時は、遺留分権利者がその効力を奪うことができ、これを遺留分減殺請求権という。
- ・遺留分の侵害の有無は「相続開始の時」を基準として決まる。
- ・遺留分を侵害する被相続人の処分がなされても、当然に無効ではない。
- ・遺留分の放棄は相続開始後または相続開始前(被相続人の生存中)であれば、家庭裁判所の許可があるとき

に限り、行うことができる。

- ・相続欠落・廃除、相続放棄により、相続権を失えば遺留分権も失う。
- ・全体としての遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人であるときは被相続人の財産の1/3、その他の場合は被相続人の財産の1/2である(遺留分の算定の基礎となる財産は「相続開始時の積極財産(死因贈与財産、遺贈財産を含む)」+「贈与財産」-「債務」)。
- ・遺留分を有している者(遺留分権利者)が受けた実際の財産額が、算出された具体的遺留分の額に満たない場合を「遺留分の侵害」といい、遺留分権利者は侵害の原因になった遺贈や贈与の効力を失わせることができる。この遺留分権利者の権利を遺留分減殺請求権(物権的効力を持ち受贈者と相続人の共有となる)という。
- ・遺留分減殺請求権者は、遺留分権利者及びその承継人である。減殺請求の相手方は減殺されるべき被相続人の処分行為により直接利益を得た受遺者、受贈者、その包括承継人等である。
- ・遺留分減殺請求権は形成権であり、受遺者・受贈者の相手方に対する単なる意思表示で効力を生ずる。
- ・減殺請求後、未履行の遺贈等は履行しなくともよいことになり、既に履行済みのものは相手方に返還を求めることができる。相手方は現物を返還するのが原則。また受贈者等は減殺請求を受けた後の果実(たとえば賃料)も返還しなければならない。
- ・遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき遺贈又は贈与があったことを知った時から1年間行使しないときは時効により、また、相続開始から10年が経過すると、除斥期間の途過により消滅する。

(追補) 配偶者居住権の評価額について

2019年2月号一般財団法人金融財政事情研究会「KINZAI Financial Plan」に掲載された税理士法人名南経営理事長の安藤教嗣税理士の配偶者居住権の評価額の考え方を示した図表をここに、一般財団法人金融財政事情研究会及び安藤教嗣氏の了解を頂いたので、再掲して参考に供したい。

建物時価 (固定資産税評価額×1.0)	①配偶者居住権 建物の時価－建物の時価× $\frac{(残存耐用年数^{*1}-存続年数^{*2})}{残存耐用年数}$ ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
	②居住建物の所有権 建物の時価－① ゼロ以下となる場合にはゼロとする。
土地時価	③居住建物敷地利用権 土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
	④居住建物敷地権 土地等の時価－③

※1 所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。
 ※2 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合は、配偶者の平均余命年数。
 上記以外の場合は、遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とします。)

(図4の事例に即した上記図表に基づく計算例の説明)

図4の事例に係る事実関係を整理すると以下の通り。

- ・ 同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造、敷地面積90㎡、広さは4DK+S))を新築(所得税法上の法定耐用年数は22年)
- ・ 築後40年後、妻が75歳の時に夫が死亡。配偶者居住権を取得
- ・ 夫(非相続人)が所有権を持つ相続開始時点での自宅建物の時価は50万円(図表4では建物時価は0円とされているともみられるが、ここでは前提を変更した)。
- ・ 自宅建物敷地の時価は4150万円
- ・ 建物敷地+建物=4200万円
- ・ 自宅建物とその敷地は相続人の長男が取得
- ・ 妻の配偶者居住権を終身で設定。75歳の妻の平均余命は15年であるので、存続年数=15年。
- ・ 上記図表による残存耐用年数は22年×1.5-40年(居住建物の築後経過年数)=△7年<0年

⇒以上を基に上記図表に数値を当てはめて、配偶者居住権の評価額(敷地利用権価格を含む)を算出すると

- (1) 妻が取得する配偶者居住権評価額は、
残存耐用年数(0年)－存続年数(15年)<0より、
→建物の時価(50万円)－0円=50万円・・・(A)
- (2) 長男が取得する居住建物の所有権の評価額は
→建物の時価(50万円)－(A)(50万円)=0円・・・(B)
- (3) 妻が取得する居住建物の敷地利用権の評価額は
→建物敷地の時価(4150万円)－建物敷地の時価(4150万円)×0.642(存続年数15年に応じた民法の法定利率(年3%)による複利原価率)=2660万円=1490万円・・・(C)
- (4) 長男が取得する居住建物敷地権の評価額は
→建物敷地の時価(4150万円)－(C)(1490万円)=
=2660万円・・・(D)

(5) 配偶者居住権評価額=(A)+(C)=1540万円
(答)以上

(参考文献)

1. 法務省「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について」(2018.7)
2. 小林章子「相続法改正の概要」(大和総研)(2018.7)
3. 潮見佳男「詳説相続法」(弘文堂)(2018.12)
4. 江口正夫「改正相続法による相続実務の変更の概要」(東京アプリーザルレジュメ)(2018.12)
5. 吉田修平「知っておきたい初心者のための不動産相続」(早稲田大学公開講座レジュメ)(2019.1)
6. 安藤教嗣「FPのための2019年度税制改正のポイント」(一般財団法人金融財政事情研究会「KINZAI Financial Plan」)(2019.2)
7. 税理士法人タクトコンサルティング「新春タクトセミナー」(2019.2)

荒井俊行 [あらい としゆき]
 [(一財)土地総合研究所 専務理事]